

# 新川広域圏事務組合ケーブル テレビ施設の設置及び管理に 関する条例

〔平成14年7月18日〕  
条 例 第 3 号

改正 平成18年2月21日条例第7号  
平成18年2月21日条例第7号  
平成18年12月26日条例第12号  
平成21年2月24日条例第1号  
平成22年12月24日条例第4号

(目的)

**第1条** この条例は、新川広域圏事務組合（以下「組合」という。）が、住民に対し、文化・教養情報、保健福祉情報及び行政情報等を提供するとともに、地域間の情報格差是正及び双方向地域情報通信基盤の確立を目的として行う有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）に基づく新川広域圏事務組合有線テレビジョン放送施設（以下「CATV施設」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) タップオフ 伝送路から加入者宅に分岐するための設備をいう。
- (2) 保安器 加入者宅に設置する保安器具をいう。
- (3) 引込み線 タップオフから保安器までの配線をいう。
- (4) 引込工事 タップオフから保安器までの新設、撤去及び移転のための工事をいう。
- (5) 宅内工事 保安器との接続、宅内配線、受発信器具接続及び受発信器調整をいう。
- (6) 宅内設備 保安器の出力端子以降の宅内配線等の設備をいう。
- (7) 一端子 加入者への送信ケーブルを接続するタップオフの一取出口をいう。
- (8) セットトップボックス デジタル放送等を受信するため、組合から貸与を受けて加入者宅に設置する受信機をいう。

(名称及び位置)

**第3条** CATV施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 新川広域圏事務組合CATV放送センター  
センターの位置 富山県下新川郡入善町上野2793番地1

(業務)

**第4条** CATV施設の業務は、次のとおりとする。

- (1) 官公庁、公共的団体等の広報事項等の伝達
- (2) 生産、流通及び消費等経済活動に関する情報の提供
- (3) 保健、福祉、教育及び文化等に関する情報の提供
- (4) 非常災害等緊急情報の通報及び連絡
- (5) テレビジョン放送等の再送信
- (6) その他理事会で必要と認めた情報の伝達及び提供

(業務区域)

**第5条** CATV施設の業務を行う区域は、黒部市、入善町及び朝日町の全域とする。

(番組審議会の設置)

**第6条** 理事長は、CATV施設の管理運営の適正化を図るため、番組審議会を設置する。

2 番組審議会の組織、任務その他必要な事項は、有線テレビジョン放送法に定めがあるもののほか、別に定める。

(加入申込み)

**第7条** CATV施設の業務の提供を受けようとする者は、加入申込書を提出し、理事長の承認を得なければならない。

2 加入申込みは一端子ごとに行う。ただし、アパート、マンション等の集合住宅及び複数の企業が入居している建物等の加入申込みは、入居者単位とする。

3 加入申込みをしようとする者で、引込工事及び宅内工事の施工に関し、土地所有者その他利害関係人がある時は、あらかじめ必要な承諾を得なければならない。

(工事の費用負担)

**第8条** 引込工事及び宅内工事に要する費用は、加入者の負担とする。ただし、別に定める期間内の加入申込みにかかる工事に要する費用については、組合が負担する。

(工事の施工)

**第9条** 引込工事、宅内工事の設計及び施工に関し、必要な事項は、別に定める。

(設備の管理区分)

**第10条** 施設の管理区分は、次の各号に定めるところによる。

(1) 宅内設備 加入者

(2) 前号以外の設備 組合

(善良な設備の管理義務)

**第11条** 加入者は、宅内設備の善良な管理に努めるものとし、設備等の改造をしてはならない。

(設備の変更等)

**第12条** 加入者は、引込線、保安器及び宅内設備を移転又は変更する場合は、理事長の承認を得なければならない。

2 前項の移転又は変更に要する費用は、加入者の負担とする。

(サービス及び使用料)

**第13条** CATV施設の業務に係るサービスは、基本サービス（エコノミーサービス及びデジタル多チャンネルサービスをいう。）及び特別サービスとし、それぞれ次に掲げるものとする。

(1) エコノミーサービスとは、自主放送の提供並びに地上波放送、放送衛星によるアナログ放送及びラジオ放送の再送信サービス提供を行うもので、この再送信内容の構成については別に定めるものとする。

(2) デジタル多チャンネルサービスとは、自主放送の提供並びに地上波放送、放送衛星によるデジタル放送、通信衛星によるデジタル放送、デジタルデータ放送及びラジオ放送の再送信サービス提供を行うもので、この再送信内容の構成については別に定めるものとする。

(3) 特別サービスとは、基本サービスに含まれない放送衛星又は通信衛星による放送の再送信サービス提供を行うもので、基本サービスとは別に使用料が必要であり、その料金は、実費によるものとする。

2 CATV施設の業務に係る使用料は、次の表の加入申し込みの区分に応じ、それぞれ同表に掲げる額とする。また、使用料にはNHKの放送受信料（衛星放送受信料を含む。）は、含まないものとする。

区分	月額
エコノミーサービス	1,050円
デジタル多チャンネルサービス	3,465円（セットトップボックスを2台目以降追加する場合は1台につき1,050円を加算する。）

- 3 使用料を一括して前納する場合は、前2項の規定にかかわらず、次に掲げる金額を差し引くものとする。
- (1) 1年分を一括して前納するときは、使用料の1月分
- (2) 半年分を一括して前納するときは、使用料の0.3月分
- 4 集合住宅、ホテル及び病院等の使用料については、前3項に定めるもののほか、別に定めるところによる。
- 5 基本サービス及び特別サービスの使用料は、ケーブルテレビサービス供用開始の日の属する翌月から休止及び解除の日の属する月まで徴収する。ただし、ケーブルテレビサービス供用開始の日の属する月の途中での休止及び解除の場合は1月分徴収するものとする。
- 6 機器の点検及び事故等により業務の提供を中断しても、使用料は減額しない。ただし、宅内設備以外の事故等により1月のうち連続して10日以上業務の提供を中断したときは、当該月分の使用料は無料とする。
- 7 使用料の徴収方法及び納付等に関することは、別に定める。
- (使用料の免除)
- 第14条** 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条に規定する使用料の全部又は一部を免除することができる。
- (1) 天災その他の災害を受け、納付することが困難と認められた者
- (2) その他別に定める特別の事由がある者
- (加入の解除)
- 第15条** 加入者が加入の解除をしようとするときは、理事長に届けなければならない。ただし、使用料に未納金があるときは、届出と同時にこれを納付しなければならない。
- 2 加入者が加入の解除をしようとするときは、貸与された機器を返還しなければならない。
- (加入の休止及び再開)
- 第16条** 加入者が加入の休止（1年以内の期間、業務の提供を中断することをいう。）又は加入の再開をしようとするときは、理事長の承認を得なければならない。ただし、使用料に未納があるときは、直ちにこれを納付しなければならない。
- 2 前項の規定により加入の休止を承認された加入者は、承認された日の属する月の翌月から、加入の再開を承認された日の属する月までの使用料の徴収を免除される。
- 3 第1項の規定により加入の再開を承認された加入者は、承認された日の属する月の翌月から、使用料を納付しなければならない。
- (放送番組)
- 第17条** 放送番組は、次の各号に掲げるものの中から、理事会で定める。
- (1) 自主制作番組
- (2) 地上波テレビ放送番組
- (3) 放送衛星番組
- (4) 通信衛星番組
- (5) ラジオ放送（FM及びデジタル放送）及びデジタルデータ放送  
(放送番組内容及び放送時間)

**第18条** 自主制作番組の内容及び放送時間は、別に定める。

2 地上波テレビ放送番組、放送衛星番組、通信衛星番組、ラジオ放送番組（FM及びデジタル放送）及びデジタルデータ放送は、当該番組供給者の放送内容及び放送時間により再送信する。

（広告及び宣伝）

**第19条** 理事会において、公益上又は放送事業運営上必要と認めるときは、法令、再送信同意の条件及び番組供給契約等に抵触しない範囲において適正な負担を条件に、広告及び宣伝を放送することができる。

（放送内容の変更）

**第20条** 理事長は、番組審議会の諮問及びその他の止むを得ない事由により、放送内容を変更することができる。なお、このことにより生じる損害については賠償しないものとする。

（無断使用の禁止）

**第21条** 加入者がテープ、配線等の媒体により放送内容を第三者に提供することは、有償無償にかかわらず禁止する。

（免責事項）

**第22条** 組合は、天災、事変その他自己の責めに帰することのできない事由により、業務の提供を停止することがあっても、その損害について賠償しない。

（使用の停止及び加入の取消し）

**第23条** 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、CATV施設の使用を停止し、又は加入の承認を取り消すことができる。

- (1) 加入者が、この条例に違反したとき。
- (2) CATV施設の管理上特に支障があるとき。
- (3) 公益の確保のため、特に必要があるとき。
- (4) 加入者が、設備を故意に破損したとき。
- (5) 加入者が、3月以上にわたり使用料を納付しないとき。
- (6) 前各号のほか、加入者が事業遂行に著しい支障を及ぼす行為をしたとき。

（損害の賠償）

**第24条** 何人も、CATV施設を故意又は過失によって損傷したときは、原形復旧等に要する経費を賠償しなければならない。

（違反処分）

**第25条** 理事長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) この条例に規定する手続きを経ないで、引込工事及び宅内工事を依頼した者及び施工した者
- (2) 宅内設備に不正器具を使用した者
- (3) 前2号のほか、この条例に違反した者

2 理事長は、偽りその他不正行為により、第13条の使用料の徴収を免れた者に対し、当該免れた金額の5倍以下の過料を科することができる。

（規則への委任）

**第26条** この条例に定めるものを除くほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月21日条例第7号）

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成18年12月26日条例第12号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月24日条例第1号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月24日条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年7月25日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にアナログ多チャンネルサービスを申し込んでいる加入者に対するサービス及び使用料については、なお、従前の例による。